

■お申し込みの前に必ずお読みください

スマートピットでお取り扱いできない商材の一例

スマートピットサービス契約約款に定める「事前審査事項」に基づき、商材①はお申し込みを受付いたしません。また、商材②は、一部コンビニで取り扱いができません。あらかじめご了承のうえお申し込みください。

商材①【お取り扱いできない商品】

- 商品券等の金券類、金銀の地金またはタバコ・印紙・切手等の専売品の無免許販売
- 公序良俗に反する文書、画像、物品等の表示、販売等
- 麻薬、その他用法によって麻薬となり得るドラッグ等の販売
- 特定商取引法に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する販売または業務と認められるものや、他人に不利益を与えるもの
- 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、これに勧誘する販売
- 出会い系サイトおよびその類に分類されるサイト運営業務
- レンタル携帯電話および付帯業務に係る料金（通話・通信料、端末レンタル代金等）
- リアルマネートレード（RMT）、オンラインゲームの仮想通貨、アイテム、それに類するものの売買等取引
- その他、審査基準に不適合と当社が判断したもの

商材②【一部のコンビニで取り扱いできない商品】

- 送金(国際送金を含む)
- 貸付金返済(カードローン、クレジットカード債権返済等)
- 寄付、募金
- 税金
- 国民健康保険料
- 健康保険料